

令和4年9月29日

令和4年度第6回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和4年度第6回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市図書館協議会委員の任命について【非公開】
- 第2号 史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会の設置について

[報告]

- 第1号 令和4年松本市議会9月定例会の結果について
- 第2号 指導上の措置について【非公開】
- 第3号 松本市あがたの森文化会館管理運営委員及び指導助言者の委嘱について
- 第4号 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

[周知]

- 1 食物アレルギー講演会の開催について

[その他]

## 議案第 2 号

## 史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会の設置について

## 1 趣旨

史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備の指針となる史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会を設置することについて協議するものです。

## 2 委員会の概要

## (1) 名称

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会

## (2) 委員会の構成

委員10人以内

## (3) 任期

委嘱の日から基本計画策定の日まで

## 3 設置要綱（案）

別紙のとおり

## 4 施行日

教育委員会議決の日

## 5 今後の対応

委員の委嘱について、あらためて教育委員会に諮ります。

## 6 その他

(1) 基本計画の策定は、令和5年度末を予定しています。

(2) 基本計画は、文化庁が史跡の保存、活用、整備等の方向性を示した「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」に準拠し、昨年度策定した史跡小笠原氏城跡保存活用計画等の内容を反映するものとします。

(3) 文化庁及び長野県教育委員会の指導・助言の下、基本計画策定を進めます。



担当	文化財課
課長	竹原 学
電話	34-3292

松本市教育委員会告示第 号

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

松本市教育委員会

史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、史跡小笠原氏城跡の保存活用及び整備の指針となる史跡小笠原氏城跡整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）を策定するため、史跡小笠原氏城跡整備基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 整備基本計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域関係者
- (2) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から整備基本計画が策定される日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 報告第 1 号

## 令和4年松本市議会9月定例会の結果について

## 1 趣旨

令和4年松本市議会9月定例会の結果について報告するものです。

## 2 会期等について

市議会9月定例会

9月5日(月)から28日(水)まで 24日間

一般質問 9月12日(月)から14日(水)まで3日間

経済文教委員会 9月15日(木)

## 3 議案等の審査結果について

## (1) 経済文教委員会審査

## ア 請願

## (ア) 案件

請願第10号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額を求める意見書」を求める請願書

請願第11号 「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める請願書

請願第12号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

## (イ) 集約結果

請願第10号、請願第11号、陳情請願第12号ともに全会一致で採択すべきものと

決

しました。

## イ 陳情

## (ア) 案件

陳情第6号 「松本市学校給食センター再整備基本計画」の見直しを求める陳情

陳情第4号 福祉施設、学校など教育機関でゲノム編集トマトの種苗を受け取らないでください

陳情第5号 学校給食への公的補助を強め、地場産食材はもとより有機農産物を使用して子どもたちの成長を保障してください

## (イ) 集約結果

陳情第6号は反対が過半数のため不採択(今後、計画の策定にあたっては、陳情者および議員の意見をくみ取ること)、陳情第4号、陳情第5号は賛成が過半数のため採択すべきものと決しました。

## ウ 議案

(ア) 議案第8号 令和4年度松本市一般会計補正予算(第5号)中教育委員会関係予算

## 【主な内容】

(歳出)教育費総額(補正額) 107,130千円

・一般管理費追加 64,270千円

新電力契約の不調による契約変更にもなう増額

- ・学校教育情報化推進事業費追加 23,090 千円  
学習用システム借上料の契約差金を減額し、オンライン授業対応配信用機器を全学級で導入するための備品購入費とアカウント管理業務の委託料を増額
  - ・学校行事運営費更正減 △ 3,250 千円  
コロナウイルス感染症の影響により中止となった姫路市交歓会の運営負担金を減額
  - ・長寿命化改良事業費更正減 △32,470 千円  
菅野小学校および梓川小学校の仮設校舎の契約差金を減額
  - ・学校施設整備事業費更正減 △ 6,790 千円  
女鳥羽中学校および梓川中学校の F F 式暖房機の購入差金を減額
  - ・成人式開催事業費追加 300 千円  
来年 1 月 8 日開催予定の成人式におけるゲスト出演料経費の増額
  - ・図書館管理運営費追加 1,340 千円  
新電力契約の不調による契約変更にもなう増額
  - ・博物館管理運営費追加 4,700 千円  
旧博物館解体手法の検討にもなう建物周辺の試掘調査による増額  
新電力契約の不調による契約変更にもなう増額
  - ・旧開智学校校舎保存活用事業費追加 3,090 千円  
旧開智学校校舎の防災設備工事に着手するための増額
  - ・教育文化センター管理費追加 1,790 千円  
新電力契約の不調による契約変更にもなう増額
  - ・学校給食センター管理運営費追加 31,040 千円  
新電力契約の不調による契約変更にもなう増額
  - ・学校給食物資購入事業費追加 20,020 千円  
食材費の高騰にもなう、主要な食材の価格上昇分を補填するための増額  
(債務負担行為) 新規
  - ・小中学校 ICT 支援員配置業務委託料 (アカウント管理分) R4~5 5,550 千円
  - ・小学校長寿命化改良事業 (波田小学校仮設校舎借上料) R4~8 423,720 千円
  - ・旧開智学校校舎防災設備整備事業 (工事監理委託料) R4~6 8,270 千円
  - ・旧開智学校校舎防災設備整備事業 (工事請負費) R4~6 148,650 千円
- 審査結果：異議なく原案どおり可決されました。

(イ) 議案第 10 号 令和 4 年度松本城特別会計補正予算 (第 1 号) 中教育委員会関係予算  
【主な内容】

- (歳 出) 松本城費総額 (補正額) 139,110 千円
- ・堀浄化対策事業費追加 18,680 千円  
南・西外堀復元事業および堀浚渫の推進にあたり、堀全体の水量確保策等について、必要となる調査委託料の増額
- 審査結果：異議なく原案どおり可決されました。

(ウ) 報第 1 号 令和 4 年度松本市一般会計補正予算 (第 4 号)

- ・資材価格の高騰により、入札不調となった小学校長寿命化改良事業について、事業執行に支障を生じさせないため、8 月 19 日付けで、債務負担行為を変更する専決処分を行ったもの
- 審査結果：異議なく承認すべきものと可決されました。

## (2) 経済文教委員協議会

### ア 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関するメールの誤送信について
- (2) 芝沢小学校における事故について
- (3) 国宝（建造物）旧開智学校校舎保存活用計画の策定について

### イ 委員からの主な意見等

- ・メール誤送信については、再発防止策として新システムに移行する一方で、人がやることには、どんなミスが起こるかわからないので、個人情報を取扱う職員に対しては意識を啓蒙するなどして十分に留意してほしいとの要望がありました。
- ・刈払機を作業する職員の安全管理について、市全体で検討していることはあるかという質疑があり、庁内で年1回開催される講習会に引き続き参加し、今後も情報共有等図っていききたいと答弁しました。
- ・旧開智学校のデザインの一部が事実と異なるのではないかという質疑に対し、今後誤解を招かないようできる限り忠実にデザイン化することを改めたいと答弁しました。

### ウ 審査結果：報告を受けたと集約されました。

担当	教育政策課
課長	白井 美保
電話	33 - 3980



## 報告第 3 号

## 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会委員及び指導助言者の委嘱について

## 1 趣旨

松本市あがたの森文化会館管理運営委員会委員の任期満了に伴い、松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱第3条及び第7条の規定に基づき、新たに委員及び指導助言者を委嘱することについて報告するものです。

## 2 委嘱予定者

- (1) 委嘱予定者名簿(案) 別紙のとおり
- (2) 委員数 6名
- (3) 指導助言者数 2名

## 3 任期

委嘱の日から令和6年3月31日まで

委嘱は、令和4年度第1回松本市あがたの森文化会館管理運営委員会(10月開催予定)にて行います。

## 4 根拠法令(抜粋)

松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱  
(所掌事項)

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 文化会館の管理運営に関すること。
- (2) 重要文化財旧松本高等学校の保存活用に関すること。
- (3) 保存活用計画の進行管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項  
(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 旧制松本高等学校卒業生
- (2) 信州大学文理学部同窓会役員
- (3) 文化会館利用団体の代表者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者  
(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとす

る。ただし、再任を妨げない。

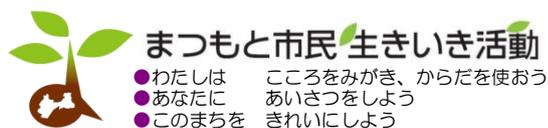
2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする間とする。  
(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導及び助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

担当	生涯学習課
課長	石川 善啓
電話	32-1132



## 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会 委嘱予定者名簿

## 1 委員

区分	氏名	役職等
信州大学文理学部 同窓会役員	かち ひでゆき 可知 偉行	信州大学文理学部 同窓会長
文化会館利用団体 代表者	まるやま しゅうじ 丸山 修二	松本交響楽団 理事長
	おおた みずほ 太田 瑞穂	松本シビックウィンドオーケストラ 代表
	おぼた しゅうこ 小幡 周子	創作人形教室 代表
有識者	うえの かつひさ 上野 勝久	東京藝術大学大学院 美術研究科 教授 文化財保存学専攻 保存修復建造物研究室
	まつだ ますひろ 松田 昌洋	信州大学工学部建築学科助教（木構造・地震防災）

## 2 指導助言者

氏名	役職
にしおか 聡 西岡 聡	文化庁 文化資源活用課 震災対策部門 文化財調査官
いちかわ ただし 市川 格	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 文化財係 主任指導主事

## 報告第 4 号

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の委嘱について

## 1 趣旨

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員の任期満了に伴い、同協議会設置要綱第3条の規定に基づき新たに委員を委嘱することについて報告するものです。

## 2 同協議会の主な所掌事項

松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行う。

- (1) 計画における保存管理の方法の変更に関すること。
- (2) 計画における現状変更等の取扱基準の評価及び見直しに関すること。
- (3) 上高地の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。
- (4) (1)、(2)、(3)に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

## 3 委嘱予定者

別紙名簿（案）のとおり ※全員再任

## 4 委嘱期間

令和4年10月24日から令和6年10月23日まで（2年間）

## 5 根拠要綱（抜粋）

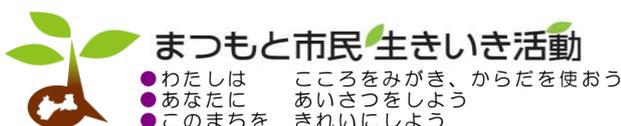
松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱  
（組織）

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者  
（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

担当	文化財課	西部4地区担当
課長	白井	邦彦
電話	94 - 2304	



## 松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会委員等名簿（案）

委員任期：令和4年10月24日～令和6年10月23日まで

区分		役職
有識者	ササキ 邦博	信州大学農学部 名誉教授【景観】
	スズキ 啓助	信州大学理学部 特任教授・名誉教授【水循環】
	オオノ 美子	信州大学農学部 教授【植物】
	カヤ 愛彦	専修大学 文学部 環境地理学科 教授【地形・地質】
	キハラ 曜	信州大学 名誉教授【治山工学】
	トシノブ 幸治	信州大学 理学部教授（副学長）【動物】
地域関係者	コバヤシ 清二	上高地町会長（中の湯温泉旅館）
	アヲヤギ 浩一郎	上高地観光旅館組合長（上高地温泉ホテル）
	ヤマダ 直	北アルプス山小屋友交会会長（横尾山荘）
行政関係者（国）	ノギバ 信司	林野庁 中信森林管理署 森林技術指導官
	モリヤ 徹郎	林野庁 中信森林管理署 上高地森林事務所 森林官
	オグチ 貴雄	国土交通省 北陸地方整備局 松本砂防事務所 建設専門官
	マツノ 壮太	環境省 信越自然環境事務所 中部山岳国立公園上高地管理官事務所 国立公園管理官
（県）	カシワギ 和之	長野県 環境部 自然保護課 自然公園整備係長
	コバヤシ 信也	長野県 松本建設事務所 計画調査課 課長補佐
	タニ 和隆	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課 主任指導主事

委員数 16名

## 周知事項 1

## 食物アレルギー講演会の開催について

## 1 趣旨

本市が先駆的に取り組んでいる食物アレルギー対応食について、食物アレルギーの一層の理解を深めるとともに、対応食解除に向けた取組みを推進するため、講演会を開催することについて周知するものです。

## 2 開催概要

- (1) 日時 令和4年11月3日(木) 10時から12時まで
- (2) 会場 松本市浅間温泉文化センター 大会議室
- (3) 内容

ア 事例発表「松本市の食物アレルギー事業について」

松本市学校給食課 管理栄養士

イ 講演 「食物アレルギーとの上手なつきあい方ー最近の考え方ー」

講師 長野県立こども病院 伊藤 靖典 氏

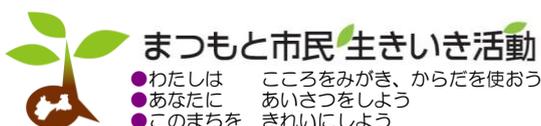
ウ パネル展示

食物アレルギーに対する松本市の取組紹介

- (4) 参加料 無料

## 3 周知方法

- (1) 市内保育園、幼稚園、小中学校に通う園児、児童生徒及び教職員へチラシを配布
- (2) 広報まつもと、市ホームページへ掲載
- (3) プレスリリース



担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	45-1120

# 食物アレルギー講演会

正しく知っておきたい食物アレルギーの最新情報や治療法について、わかりやすくアレルギー専門の医師からご講演いただきます。どうぞお気軽にご参加ください。

日時

令和4年 11月 3日 (木・祝日)  
10:00~12:00 (受付9:30~)

入場  
無料

場所

松本市 浅間温泉文化センター  
松本市浅間温泉2丁目6番1号 (下記参照)

定員

200名程度 (要申込み 先着順)  
※申込方法は裏面で確認してください

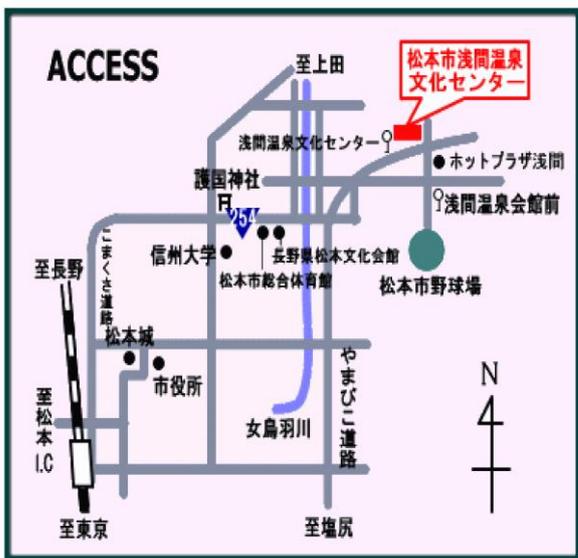
講演

事例発表「松本市の食物アレルギー事業について」  
松本市学校給食課 管理栄養士  
演題「食物アレルギーとの上手なつきあい方  
—最近の考え方—」



講師：伊藤 靖典氏 (長野県立こども病院)

## 会場案内



※駐車台数に限りがあるため、なるべく乗り合わせまたは公共交通機関をご利用ください。

== アクセス ==

★バスでお越しの方

松本バスターミナルから「浅間線」に乗りし、15~20分「浅間温泉文化センター前」下車、すぐ

★自家用車でお越しの方

会場前駐車は23台、多目的ホール入口前10台駐車可能です。満車の場合は、松本市野球場前の市営駐車場(会場から約300m)をご利用ください。(150台まで駐車可)

## 新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

- ☆ 会場内ではマスクの着用をお願いします。
- ☆ 当日体調のすぐれない方は、参加をお控えください。なお、受付にて体温確認及び手指消毒をさせていただきます。
- ☆ 会場内での飲食は控えていただくをお願いします。



◎お問い合わせ先◎ 松本市教育委員会 学校給食課 西部学校給食センター Tel.0263-86-1130

まつもと市民生きいき活動

- わたしは ころろをみがき、からだを使おう
- あなたに あいさつをしよう
- このまちを きれいにしよう

(電話受付時間 8:30~17:15)  
主催 松本市教育委員会  
後援 松本市医師会

# 参加申込み

申し込み締切り: 令和4年10月21日(金)

= 参加ご希望の方は、次のいずれかの方法でお申し込みください。 =

## ◆なかの電子サービス◆

右記の二次元コードから必要事項をお答えいただくようお願いします。



◇FAX◇ 0263-86-1150

下記の項目に必要事項をご記入いただき、送信ください。

### 《学校給食課 担当者 行》

ふりがな		連絡先	( ) -
氏名			
年代	~20代・30代・40代 50代・60代・70代~	職業	保護者 栄養士・学校関係 松本市アレルギー対応食提供児童生徒保護者 専門職 ( ) その他 ( )
お住まい	松本市・塩尻市・安曇野市・東筑摩郡・その他 ( )		

団体で複数名参加される場合は、下記にご記入をお願いします。(上記記入不要)

団体名		氏名	年代	職業
代表者氏名				
年代	~20代・30代・40代 50代・60代・70代~			
職業				
連絡先	( ) -			

### 講演会については、どちらでお知りになりましたか？

(あてはまるものすべてにチェックしてください)

【チラシ：市関係施設 保育園・幼稚園 学校 医療機関 その他 ( )】

【その他：松本市ホームページ 広報まつもと その他 ( )】

### 講師等への質問がありましたらご記入ください。

### 託児をご希望の方へ

◇1~6歳(未就学児)のお子様を対象に保育を行います。(定員6名、先着順)

◇希望される方は10月7日(金)までに学校給食課(Tel. 0263-86-1130)へ

電話でお申込みください。